

宮城県 指定介護老人福祉施設入所指針

平成27年 3月20日

宮城県保健福祉部長寿社会政策課

第1 目的

この指針は、介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）が、施設サービスを受ける必要性が高い入所申込者を優先的に入所させるに当たって作成する入所に関する規程（以下「入所規程」という。）の、透明性及び公平性を確保することを目的とする。

第2 施設の責務

施設は、この指針の趣旨を踏まえ、地域の実情等を勘案し、関係市町村及び関係機関・団体等と十分協議の上、施設ごと又は複数施設と共同して作成するなどの方法により、適正に入所決定を行う入所規程を策定するものとする。

また、施設は、入所規程を施設内に掲示するなどの方法により公表するとともに、入所希望者及びその家族に対してその内容を説明するものとする。

第3 保険者の責務

保険者は、施設の入所規程作成に関し、積極的に協力し、必要な援助を行うものとする。

また、居宅において日常生活を行うことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は要介護2の者の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が見込まれる場合にあっては、入所判定が行われるまでの間に施設と情報の共有等を行い、施設に対して適切な意見・助言をするものとする。

第4 入所規程

施設は、入所規程を策定するに当たり、以下を考慮するものとする。

（1）入所申込み

施設は入所規程において入所申込方法を定め、入所希望者から相談があった場合にはその内容について説明を行う。

また、施設は、入所申込があった場合は、入所希望者及びその家族と面談を行うなどの方法により入所希望者の置かれている状況等を確認するとともに、担当の介護支援専門員に意見を求めるものとする。また、入所希望者の置かれている状況については、その変化の有無について定期的に把握するものとする。

（2）入所判定対象者

施設は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの者及び要介護1又は要介護2の者であって特例入所が認められる者を入所判定の対象とするものとする。

(3) 入所判定基準

施設は、入所の優先順位を決定するため、入所規程において、利用者の心身状況等に応じた点数表を作成するなどの方法により、申込者の入所の必要性の高さを判断する基準を策定するものとする。

(4) 入所決定の手続

施設は、入所に関する検討のための委員会（以下、「入所検討委員会」という。）を設置し、合議により入所の優先順位の決定を行うものとする。

なお、入所検討委員会は、施設の職員（施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員など）のほか、透明性を確保するため、評議員などの施設職員以外の者を加えるものとする。

また、入所検討委員会の構成員は、業務上知り得た入所希望者や家族の個人情報等を漏らしてはならない。委員でなくなった後も同様とする。

(5) 入所希望者名簿の作成、管理

施設は、入所検討委員会終了後速やかに議事録を作成するとともに、委員会で決定した優先順位を基に名簿を作成し、これを委員会開催の日から5年間保管するものとする。

第5 入所手続

施設は、空床の発生により新規入所者の受入が可能となった場合は、名簿順位の上位者から入所意思の確認を行い、手続を進めるものとする。

なお、意思確認の結果、入所を辞退した利用者については、施設の判断により一時的に入所順位を繰り下げる等の措置を行うことも可能とする。

第6 特例入所

(1) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(2) 施設は、要介護1又は要介護2の者の特例入所を認める場合は以下のような手続をとること。なお、施設と保険者の間での必要な情報共有等が行われる場合は、以下と異なる手続によることを妨げない。

ア 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めるこ

と。

イ 施設は、保険者に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。

ウ イの求めを受けた場合において、保険者は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。

エ また、入所検討委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者に意見を求めることが望ましい。

第7 特別な事情による入所

施設では、下記の事由に該当する入所希望者について、入所検討委員会を開催する時間がない場合については、入所検討委員会で決定した入所順位によらずとも、当該希望者を優先的に入所させることができる。

- (1) 市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所の依頼があった場合
- (2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宮城県規則第34号）第20条に基づき、入所者であった者が入院後に再入所する場合
- (3) その他、入所希望者の罹災、入所希望者や介護者の心身状況の急激な悪化などの正当な理由により、直ちに施設に入所することが必要であると認められる場合

第8 その他

- (1) 施設は、入所判定に関する問い合わせや情報開示の求めなどがあった場合に適切に対応できるよう、担当者を決めるものとする。
- (2) 施設において入所規程を定める場合は、本指針の趣旨に基づいたものとする。
また、市町村において独自に指針を策定する場合も同様とする。
- (3) この指針は平成27年4月1日から適用するものとする。
- (4) この指針を見直す必要が生じた場合には、関係機関と協議の上、随時見直しを行うものとする。